

議案第 7 号

高根沢町土づくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

高根沢町土づくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 日

高 根 沢 町 長 神 林 秀 治

高根沢町土づくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 概要

高根沢町土づくりセンターに刈草を搬入することに伴い、その利用料金の設定するため、所要の改正をするものです。

2 改正内容

高根沢町土づくりセンターに刈草を搬入する際の利用料金の上限額を 1 kg 15 円で設定します。(別表)

3 施行日

令和 8 (2026) 年 4 月 1 日

高根沢町条例第 号

高根沢町土づくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高根沢町土づくりセンターの設置及び管理に関する条例（平成12年高根沢町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後						改正前							
別表（第 8 条関係）						別表（第 8 条関係）							
名称	区分		単位	金額	徴収の方法	徴収の時期	名称	区分		単位	金額	徴収の方法	徴収の時期
土づくりセンター利用料金	資材搬入に係る利用	事業活動により搬出される生ごみ、刈草	1 kg	15円	納入通知書による	納入通知書交付後20日以内	土づくりセンター利用料金	資材搬入に係る利用	事業活動により搬出される生ごみ	1 kg	15円	納入通知書による	納入通知書交付後20日以内
		(略)	(略)	(略)					(略)	(略)			
	(略)		(略)	(略)				(略)		(略)	(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。